

鳥取県告示第698号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき定めた生産出荷近代化計画を次のとおり変更したので、同法第9条第1項の規定により告示する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更に係る生産出荷近代化計画の野菜指定産地及び指定野菜の種別

野菜指定産地	指定野菜の種別
鳥取県中部	秋冬ねぎ
鳥取中部	夏秋キャベツ
鳥取中部	冬キャベツ

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県農林水産部生産振興課に備え置いて縦覧に供する。）